

第14回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年11月15日(水) 午後1時から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員、田中委員
- 4 欠席委員 山本委員
- 5 出席職員
 - ・コミュニティ課 樋口コミュニティ課長、竹之内課長補佐、川名係長
 - ・社会福祉課 豊田社会福祉課長、古林室長
 - ・障害者支援課 小西障害者支援課長、岩本課長補佐、矢口課長補佐、八谷係長、白井係長
 - ・高齢者生きがい推進課 横山高齢者生きがい推進課長、中川主査
- 6 事務局 安井財政部長、秋元財政部次長兼財政調整課長、福吉課長補佐、加茂副主査、星野主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 3名
- 8 議 題
 - (1) 平成30年度補助金等ヒアリング(1日目)
 - ① 自治会館建設事業補助金(コミュニティ課)
 - ② 流山市民活動団体公益事業補助金(コミュニティ課)
 - ③ 流山市福祉有償運送運転者講習受講料補助金(社会福祉課)
 - ④ 重度障害者自動車燃料費助成金(障害者支援課) 12月補正含む
 - ⑤ 福祉タクシー利用補助金(障害者支援課) 12月補正含む
 - ⑥ 障害者支援施設等通所交通費助成金(障害者支援課)
 - ⑦ 高齢者住宅改造費助成金(高齢者生きがい推進課)
 - (2) その他
- 9 配布資料
 - (1) 評価表(ヒアリング対象16件、うち、評価対象外1件)
 - (2) 補助金等調査票(差し替え分、1件)

開 議 13時00分

(山口会長)

ただいまから、第14回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席6名、欠席委員1名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日から2日間にわたりヒアリングを行います。

前回の審議会の中でヒアリング対象とした補助金のうち、本日は日程表にありますとおり、4課・7件の補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日の配布資料は会議次第の次にヒアリング日程表と評価表、それからヒアリング対象となっておりますコミュニティ課の補助金について、別途資料を配付しております。

また、「流山市福祉有償運送運転者講習受講料補助金」について、実行プランの修正がありましたので差し替え分を配付しております。

私からは以上です。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【コミュニティ課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

コミュニティ課につきましては2件ありますので、初めに「自治会館建設事業補助金」について説明をお願いします。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(樋口コミュニティ課長)

「自治会館建設事業補助金」についてご説明申し上げます。

この補助金は、自治会館建設に要する経費の一部を補助するもので、補助対象経費の2分の1を補助し、自治会の世帯数に応じて、限度額が設定されています。

平成30年度予算において、補助金が増額になった理由ですが、平成29年度は東初石3丁目自治会830万円、駒木自治会1、340万円、合計で2,170万円の2自治会を予算計上したところですが、平成30年度は、宮園自治会910万円、西初石5丁目第一自治会500万円、木自治会580万円、第一住宅団地自治会500万円、東急団地自治会670万円の5自治会となり、合計で3,160万円の補助額となり、平成29年度に比べて、990万円の増額になったものです。

自治会館の公益性、公平性、必要性については、自治会館は、自治会員のコミュニティ活動に利用されているほか、選挙の投票所として、45ある投票所の内、19の自治会館が指定され、公益性の高いものといえます。

また、新築の自治会館は、地震に対する安全性が確保されることから、災害時にも自治会活動をはじめとした地域の活動を支えるなど大きな役割を果たすものと期待されます。

本補助金は、対象経費の2分の1を補助するものですが、平成29年度の2自治会について、総事業費に占める補助金の割合をみると、世帯数による限度額が設定されていることから、約33パーセント、約36パーセントとなっており、補助金にのみ依存することなく、自己資金が主体となって事業が実施されています。

以上で、「自治会館建設事業補助金」の説明を終わらせていただきます。

(山口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いします。

(西村委員)

この計画は、2年の計画で見ているのですか。

(樋口コミュニティ課長)

下期実施計画の平成28年度から31年度の計画の中でみていますが、平成27年度にアンケート調査をした上で計画に位置付けています。

(山口会長)

実際の建設はいつになるのですか。

(樋口コミュニティ課長)

今年の9月に自治会から要望書を頂いたものを平成30年度予算に計上し、30年度に建設することとなります。

(西村委員)

見積もりについては、どのようにしていますか。

また、どの程度参考にしていますか。

(樋口コミュニティ課長)

それぞれの自治会で基本的に3社見積もりをしていただいています。

(西村委員)

大きな工事の時には3社見積もりも分かりますが、小さな修繕などの時は3社見積もりを取るの難しくないですか。自治会などは工事業者などについて、あまり詳し

くないこともありますし。

(山口会長)

市は、建設に関し補助金を出しますが、工事契約の主体は自治会ですから業者選定については自治会に任せているということですか。

(樋口コミュニティ課長)

その通りです。

(山口会長)

他に質疑がないようですので、次の説明をお願いします。

(樋口コミュニティ課長)

次に「流山市民活動団体公益事業補助金」について、ご説明申し上げます。

本補助金は、流山市の目指す「協働まちづくり」を担う市民活動団体が、自発的に行おうとする、市民目線による先駆性や柔軟なアイデアなどの創意工夫が活かされた市民提案事業であり、「公益性」が高いと認められた事業に対する補助金です。

なお、事業の審査については、「流山市協働まちづくり提案調整会議」により公開審査を行っております。

補助額は、事業費の7割補助で、一事業100万円を限度に補助を交付しています。

「協働まちづくり提案調整会議」は、提案事業を審査し、事業への助言や成果の評価を行っております。

また、提案調整会議の委員構成は、学識経験者、市民公益活動経験者、公募市民、市職員です。

平成30年度予算において、補助金が増額になった理由ですが、平成29年度の決算見込みが8事業で、238万円であることや、8事業中5事業が平成30年度も継続を希望していることから、新規事業を見込んで250万円の補助額となり、平成29年度と比べて、50万円の増額になったものです。

平成18年度から平成29年度までの実績は、利用団体数が、36団体で、101事業を実施しています。

市民活動団体の多くは、経済的な基盤が弱く、活発な公益活動を展開していくためには、今後も財政的支援は必要と考えます。

以上で、「流山市民活動団体公益事業補助金」の説明を終わらせていただきます。

(山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

(西村委員)

全部で何団体、何事業ありますか。

(樋口コミュニティ課長)

市民活動団体として登録されているのが192団体です。

(西村委員)

その内、8団体、8事業が平成29年度の対象ですね。

再度、補助を受けることができるのは、1事業、何回までですか。

(樋口コミュニティ課長)

同じ事業で3回までです。

また、事業に対する補助ですので、場合によっては1団体が年度別に複数の事業を実施し、それぞれ補助を受けているものもあります。

(山口会長)

平成30年度は、何事業の補助を見込んでいますか。

(樋口コミュニティ課長)

平成29年度に8事業の補助があり、内3事業は平成29年度で3年分の補助が終了しますので、残り5事業が平成30年度に継続され、新規分は本年12月から応募を受けますので、平成30年度も全体で8事業程度となる見込みです。

(田中委員)

具体的には、どのような事業をやっていますか。

(川名係長)

環境系の事業として、市野谷の森公園予定地生物多様性保全事業を実施し、オオタカの住む当該公園予定地において自然観察会や里山塾などのイベントを行い、貴重な動植物の保全を市民に呼びかけ、生物多様性が損なわれないようにしました。

(西村委員)

団体名をいくつか教えてください。

(川名係長)

団体としては、特定非営利活動法人NPOさとやま、まちネット流山、NPO法人東葛地区婚活支援ネットワーク、NPO法人流山高齢者安心ネット、特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会などがあります。

(山口会長)

この補助事業の効果などを、出来るだけ市民に分かりやすく広報するようお願いいたします。

他になれば、以上でコミュニティ課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【コミュニティ課 退室】

【社会福祉課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、「流山市福祉有償運送運転者講習受講料補助金」については新規の補助金でございますので、最初に「本補助金の概要」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(豊田社会福祉課長)

「流山市福祉有償運送運転者講習受講料補助金」について、説明をさせていただきます。

福祉有償運送は、ひとりで交通機関を利用することが難しい方を対象に、車の移動、乗り降りの介助、通院や買い物の付き添いを有償で提供するもので、市が主宰する福祉有償運送運営協議会の協議を経て、国（関東運輸局千葉運輸支局）の登録を受けたNPO法人等が定員11人未満の自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。

利用に際しては、障害・要介護認定等を受けている方が福祉有償運送事業者に会員として登録することで、本人及びその付添人が、実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価で利用することができる制度となっております。

次に、事業実施団体ですが、平成29年10月末現在、福祉有償運送を行うNPO法人等は6事業所で利用車両は福祉車輛9台、セダン等車両104台で運送サービスを行っています。

事業者は、新規登録後2年に1度、更新手続きが必要となり、市が主宰する福祉有償運送運営協議会の協議を経て、関東運輸局千葉運輸支局の登録を行う必要があります。直近の更新手続きについては、平成28年度に6事業所が手続きを行っています。

続きまして、支援制度の創設の背景につきましては、高齢化の進展により、要介護者認定者が増加し、今後の需要も高まることが見込まれます。そのため事業者の適正なサービス提供や安全運行管理徹底に取り組むほか、利用者の拡大に対応した支援を行うことが必要なことから、支援制度を整備するものです。

福祉に関する移動手段としては、福祉有償運送以外に外出支援サービス、高齢者移動支援バス、福祉タクシー、自動車燃料費助成、民間の介護タクシー等が挙げられ、こうした運送サービスの中でも、福祉有償運送事業においては、運転従事者の高齢化、運転従事者の確保の問題などがあり、今後の運送サービスを継続する上で難しいことも想定する必要があると考えます。

運送サービスを行う運転従事者には、制度の中で利用者の安全を確保するための運転者講習が義務付けされています。

運転講習会参加には講習手数料(テキスト代)として、1万5千円程度の費用がかかり、事業者が全額負担若しくは一部を負担しています。

事業を実施している団体にとっては、費用負担は、運転業務を担う人材を確保するうえで、負担をせざるを得ない経費となっています。

こうした費用負担については、事業実施団体にとっては財政的負担となっており、今後、福祉有償運送サービスの利用対象者が増えることを見込まれる状況のなかで、運転業務を担う人材の確保も必要となり、更に事業者の費用負担も増加することが見込まれます。

そのため、福祉行政に貢献している福祉有償運送の制度を維持、促進するために

福祉有償運送運転者講習受講料の一部を助成することで、事業者の財政負担を軽減させることで、事業の安定化を図っていくものです。

なお、行政の支援については、事業者からも講習会に係る費用の助成について、要望が寄せられるとともに、平成29年第2回議会において、福祉有償運送を促進するための支援についての一般質問があり、市としても制度を維持、促進していくために助成制度について、早期実現を目指してまいりますと答弁しています。

続きまして、補助金の概要ですが、福祉有償運送の安全を確保し、適切な運用を図るため福祉有償運送の運転を担う人材を確保するために受講する講習会の受講料の一部を助成するものです。

対象者は、非営利法人等の団体で講習会受講料の2分の1補助で、上限受講料は1万5千円、補助額7千500円です。

続きまして、5つの判断基準のうち公益性ですが、福祉有償運送については、流山市高齢者支援計画書の中「地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心、流山」の考え方のもと、市民が一人ひとり、地域、行政の取組みとして記載し、市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるものと考えます。

次に公平性ですが、事業者については、非営利法人（NPO法人）、公益法人、社会福祉法人であり、営利を目的とした団体ではないことから、公平に市民に利益をもたらすものと考えます。

続きまして必要性ですが、高齢化の進展により、要介護者認定者が増加し、今後の需要も高まることが見込まれることから、運転従事者の確保、事業者の適正なサービス提供や安全運行管理の徹底に取り組むほか、利用者の拡大に対応した支援を図っていくためには必要と考えます。

次に効果ですが、より多くの方が利用することで、高齢者等が健康で生きがいをもって、可能な限り、住み慣れた地域で、自分らしく暮らしを送ることができると考えます。

次に適切性ですが、補助の対象は講習手数料で、受講料の領収書及び修了書の写しが必要なことから問題はないと考えます。

以上で、説明を終わります。よろしく審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

何か質問がありましたら、お願いします。

(川上委員)

この、福祉有償運送サービスの利用者（対象者）はどのような人になりますか。

(豊田社会福祉課長)

身体障害者福祉法に規定する身体障害者、介護保険法に規定する要介護認定を受けている人、同じく同法に規定する要支援認定を受けている人、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害などの人を対象にしています。

(川上委員)

一人暮らしの高齢者というのは対象になりますか。

(古林室長)

原則、介護の必要な方になります。

(川上委員)

この業務を行うことができるのは、福祉の運送を業務にしているところに限らないということですか。どのような団体がありますか。

(豊田社会福祉課長)

福祉関係に限らず、運送主体としてはNPO法人や公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会があります。

その内、流山市ではNPO法人等6社あり、生活協同組合が1社とNPO法人5社になります。

(川上委員)

業務としてはタクシーと同じようなものですか。

また、事故があった場合の保険など心配な点がありますが、個人の車を使うこともありますか。

(豊田社会福祉課長)

この業務は、ドアツードアで車の乗り降りで必要な介護も含めて行いますのでタクシーの業務とは違います。

また、業務に使う車両は個人の車を使用します。使用に際して「福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書」を結んで運送を行っています。

(川上委員)

事故が起きた場合に、同乗者に対する補償が高額となる場合も考えられるので、保険の対応については事業者に対しての指導を要望します。

(西村委員)

この補助金は、福祉有償運送を行う運転者が受ける講習会の受講料を補助するものですが、事業の制度自体は前からあり歴史があると思いますが、今になって補助を行う背景は何ですか。

(古林室長)

高齢化の進展により、ひとりで交通機関を利用することが難しい方が増加し、今後の需要も高まることが見込まれることから、利用者の拡大に対応した支援制度が必要と考えました。

(山口会長)

講習の中身はどのようなものですか。

また、利用者は有償運送を行う事業者をどのように探すのですか。

(古林室長)

運転技術ではなく介護的な技術講習となります。また、有償運送を行う事業者については、広報でお知らせしています。

(山口会長)

積算にある10人分の根拠は何ですか。また、補助先は運転者個人ですか。

(古林室長)

これまでの各事業所の3年間の実績を見て積算しました。

補助先については個人ではなく事業所になります。

(神田委員)

2分の1補助となっていますが、今後も需要が増えていくことを考えると、予算的にも例えば3分の1補助でも良いのではと思いますがいかがですか。

(豊田社会福祉課長)

市川市を参考に2分の1補助としました。

(神田委員)

登録されている利用会員数は何人ですか。

(豊田社会福祉課長)

全体で473人です。多い事業所で200人、少ない事業所で10人程度です。

(神田委員)

200人の事業所で運転士は何人ですか。

(豊田社会福祉課長)

11人です。

(山口会長)

他になれば、以上で社会福祉課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【社会福祉課 退室】

【障害者支援課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

障害者支援課につきましては3件あります。また、その内の2件につきましては12月補正も含まれます。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後に、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(小西障害者支援課長)

まず「重度障害者自動車燃料費助成金」及び「福祉タクシー利用補助金」の2つの補助金については、どちらか一方を選択する事業となることから一緒に説明させていただきます。

この2つの補助金は、重度障害者の社会参加と自立を目的とし、助成対象者は「身体障害者手帳1・2級又は下肢障害3級のもの、療育手帳A～Aのもの、精神障害者保健福祉手帳1級のもの」となっており、自動車燃料費助成又は、福祉タクシーの利

用補助のどちらか一方の選択となるものです。

補助金増額の理由としましては、障害当事者や障害者団体からの要望もあり、平成28年度に助成対象者のうち身体障害者手帳1種3級の下肢障害者としていたが、2種3級の下肢障害者に対しても利用できるように変更したことによるもので、対象者が約172人増加したものです。実績については、燃料費助成者は平成28年度実績で1,282名と前年度に比べ100名増加。福祉タクシー助成者は1,231名で72名が増加しました。

2つの事業とも平成29年9月28日付の答申では、「A」評価を受けており、「妥当であるが、積算根拠を単に平成28年度決算見込としている。利用人員の把握に努めるなど見直しが必要である。」との評価をいただいています。平成30年度予算の積算につきましては、評価において御指摘いただいたことに対し利用件数を記載し、積算根拠を示させていただきました。

補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性については、在宅障害者が社会参加に必要な交通手段の一つとしている自動車燃料費及びタクシー利用について一部利用補助をすることにより、経済的負担の軽減が図られ、重度の在宅障害者の外出機会の確保も含め、福祉の向上に役立っており、市民の理解が得られるものと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(川上委員)

福祉タクシーと先程の福祉有償運送とは違うのですか。

(小西障害者支援課長)

この制度は通常のタクシー利用で、初乗り料金について対象者に補助するもので、事前に利用券を配付するものです。

また、この利用券を福祉有償運送に使うことはできません。

(山口会長)

平成30年度の積算をするうえで、平成29年度下期の見込みを算出していますが、これはどのように出していますか。

(小西障害者支援課長)

平成28年度上期の実績と平成29年度上期の実績から伸び率を出し、平成29年度下期の見込みを算出し、平成29年度決算見込みを出します。

そして、福祉タクシーでは平成29年度決算見込みに同じ伸び率3.4%を乗じて算出しております。

(西村委員)

燃料費助成が増えれば福祉タクシーの利用が減ることになりますか。

(矢口課長補佐)

利用自体が増えていますので全体として増えている状況です。

金額的には、燃料費助成では一人当たり50円（1リッター）×300リッターで年間1万5千円、福祉タクシーでは650円（1枚）×72枚で年間4万6千800円となっています。

（田中委員）

燃料費助成では、家族が使用した燃料費も区別がつかないと思いますが、同じように補助するのですか。

（岩本課長補佐）

車を指定して補助しておりますので、家族使用を区別するのは難しく、上限内であれば補助しております。

（山口会長）

一人の人が2つの制度を交互に利用することはできますか。

（小西障害者支援課長）

年度当初にどの制度を利用するか選択しますので、両方使うことはできません。

（山口会長）

高齢になって体が不自由になっても、身体障害者手帳を取得していなければ対象にならないのですか。

（小西障害者支援課長）

手帳を取得していることが条件となります。

（山口会長）

他になければ、次の「障害者支援施設等通所交通費助成」について、説明をお願いします。

（小西障害者支援課長）

続きまして、「障害支援施設等通所交通費助成金」について説明します。

この助成金は就労支援施設、就労継続支援施設及び、福祉作業所等に通所する障害者に対し、通所に係る交通費を助成することにより、障害者の社会参加と就労意欲の向上を図ることを目的としたものです。この助成額につきましては、障害者やその団体からの要望により、平成28年度に月額上限を5千円から1万円に引き上げたものです。改正により、166人の利用登録者のうち42人がこの対象となり助成額が増額となりました。

就労支援施設等の工賃は依然として少額であり、工賃から通所のための交通費を支払うと、工賃がほとんど手元に残らないのが実情です。このため、通所交通費を助成することにより、障害者の就労意欲、自立意欲を向上させ、生活の安定を図るものとなっています。

公益性については、障害者が通所に必要な実費交通費の2分の1、上限月額1万円を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、自立の促進を図るものです。

公平性について、対象者は障害者総合支援法に基づく支給決定を受けた障害者であり、交通費を助成することは公平性が保たれていると考えます。

必要性、効果、適切性については、交通費等の経済的な負担を理由に、就労支援施

設への通所が妨げられ、障害者の社会参加や自立の助長が阻害されることの無いように助成は必要と考えます。

また、助成することにより障害者及び介護者の負担軽減となり、就労意欲の向上が図れるという効果があるものと考えます。

助成については、助成規則に基づき実施されていることから、事業の適切性も保たれていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いします。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(川上委員)

通所作業所から、交通費は出ないのですか。

(小西障害者支援課長)

通所作業所は、あくまで訓練施設ですので交通費は出ておりません。

また、作業は内職的な仕事が多く工賃は少額です。

(川上委員)

工賃は、最低賃金基準（時給）には入らないのですか。

(小西障害者支援課長)

一般に言う最低賃金は適用されません。

(山口会長)

算出基準を見ると平成28年度決算から同額となっており、増額するのであれば平成29年度当初で、同額に増やすことができたのではと思いますが、平成30年度で増やすのはなぜですか。

(矢口課長補佐)

平成29年度の予算作成時点では平成28年度の決算見込みが出なかったため、前年度当初予算と同額としたものです。

(田中委員)

対象は、中学卒業からですか。

(小西障害者支援課長)

18歳からが対象で、基本的には60歳までとなっていますが、希望があれば長く通所している人もいます。

(山口会長)

通所者が就職まで行くのは難しいですか。

(小西障害者支援課長)

多くの場合が知的障害者で、軽度の場合は例として施設清掃などで就職することもあります。全員が就職まで行くのは難しい状況です。

(山口会長)

他になければ、以上で障害者支援課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【障害者支援課 退室】

【高齢者生きがい推進課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の概要」、「増額した理由」、次に「当審議会からの答申を受けての予算への反映状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」等について、簡潔にご説明いただき、その後、私たちから質問を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(横山高齢者生きがい推進課長)

「高齢者住宅改造費助成金」についてご説明申し上げます。

まず、「助成金の概要」についてですが、高齢者住宅改造費助成金は、高齢者が住みなれた自宅で安心して日常生活を営むために住宅の一部を改造する必要がある場合にその改造費の一部を助成し、高齢者の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与することで高齢者の福祉の増進を図るものです。

当該助成金は介護保険法に定める住宅改修を補完するものであり、介護給付費は本事業支給に優先されることから、住宅改修費の給付対象となる部分を除いた工事について、助成対象者からの申請に基づき費用の2分の1を助成しています。

続いて「今回増額した理由」ですが、当該助成金の申請件数等の増加により助成額が増えていることから、平成30年度予算を増額要求しました。

今年度の当初予算は400万円ですが、9月末までに受理した申請に対し交付決定した額が345万6千円であり、半年で当初予算の85%を超える申請を受けている状況です。

当該助成金の申請は正確には予想できず、決算額も例年大きく変動しているところですが、高齢者の増加と要介護・要支援認定者が今後も間違いなく増加していくことから増額した次第です。

次に、「答申を受けての予算への反映」についてですが、平成29年9月28日付けの補助金審議会の答申では、A評価で「妥当である」となっています。先ほども申し上げましたが、当該助成金の申請を正確に予想することは困難ですが、必要最小限と推測される金額として、平成28年10月から平成29年9月にかけての直近1年間に受けた申請に対する交付決定した額を計上しました。

最後に「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」について、それぞれ説明します。

公益性については、高齢者の医療費・介護費の上昇は重要な社会問題の1つですが、医療・介護の保険給付には市も負担金等、多額の支出を強いられております。

高齢社会白書によると、65歳以上の要介護状態に至る主な原因の約1割が「骨折・転倒」であるとされていますが、当該住宅改造費の助成申請の多くが手すりの設

置や段差解消等の高齢者の自宅での怪我を防止するために行うものです。

高齢者の住宅改造を支援し、自宅での怪我を防止することで、医療費・介護費の削減を図ることは、申請者のみならず、市の財政にも寄与することから公益性を満たす事業であると考えます。

公平性については、当該助成の対象者は要介護・要支援認定者となっております。75歳以上の高齢者の約3割が要介護・要支援認定者であることから、誰もが要介護要支援の認定を受ける可能性があり公平な事業であると考えています。

必要性・効果については、高齢者の住宅改造を支援することは、先ほど申し上げた医療費・介護費の削減に留まらず、高齢者が住みなれた自宅で安心して住める住環境づくりを支援することで、高齢者に自宅での生活を継続するという選択肢を提供しています。また、バリアフリー施設への移住が金銭的に困難で自宅に住み続ける高齢者も多いことから、当該事業の必要性と効果は高いと考えています。

適切性については、当該事業は介護保険法に定める住宅改修を補完するもので、介護保険で賄いきれない助成対象工事の費用の半分以上を助成するものです。半分は自己負担となることから、不要な工事が申請される可能性は低く適切な金額設定であると考えています。

以上で高齢者住宅改造費助成金についての説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(山口会長)

65歳以上であれば全て対象ですか。他に何か条件はありますか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

介護認定を受けていることが条件です。

元々は、介護保険の中での住宅改造費で20万円が限度額ですが、それを超える分を市の助成金の対象にしています。

(山口会長)

それでは、介護認定を受ける前の高齢者が、転ばぬ先の杖的な考えで段差の解消などの改修をするのは対象外ですね。

(横山高齢者生きがい推進課長)

はい、そうです。

介護保険の要支援から、対象になります。

(神田委員)

介護保険の対象ということは、本人負担は1割ですか。

(横山高齢者生きがい推進課長)

例えば、改修費用が50万円かかった場合、介護保険の対象が上限の20万円で本人負担が1割の2万円、介護保険の対象を超えた30万円の2分の1、15万円が市の助成金となります。

(山口会長)

そうすると、本人負担は、介護保険の1割分の2万円と超えた分の15万円で、合計17万円となりますね。

他になければ、以上で高齢者生きがい推進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【高齢者生きがい推進課 退室】

(山口会長)

本日のヒアリング分の評価表の提出ですが、次回分と合わせて27日までに事務局に提出をお願いします。

以上で、第14回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 15時00分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝